

参 考 資 料

令和元年 9 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
認定第 1 号関係	平成 30 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第 2 号関係	平成 30 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 3 号関係	平成 30 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 4 号関係	平成 30 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 5 号関係	平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 6 号関係	平成 30 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第 7 号関係	平成 30 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第 12 号関係	平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	4
議案第 55 号関係	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	8
議案第 56 号関係	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	13
議案第 57 号関係	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	16
議案第 58 号関係	寝屋川市職員の退職手当に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	20
議案第 59 号関係	寝屋川市税条例等の一部改正	25

	内 容	頁
議案第 60 号関係	寝屋川市手数料条例の一部改正	45
議案第 61 号関係	寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定	47
議案第 62 号関係	寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	49
議案第 63 号関係	寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	50
議案第 64 号関係	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	52
議案第 65 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正	56
議案第 66 号関係	寝屋川市水道事業給水条例の一部改正	58
議案第 67 号関係	寝屋川市消防団条例の一部改正	61
議案第 68 号関係	寝屋川市立エスポアール条例の一部改正	63
議案第 73 号関係	工事請負契約の締結	65
議案第 74 号関係	財産の取得（災害時用備蓄品）	69
議案第 75 号関係	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	71
議案第 76 号関係	損害賠償額の決定及び和解	73
議案第 77 号関係	平成 30 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分	76
議案第 78 号関係	平成 30 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	77

平成30年度 寝屋川市会計別決算状況

(単位:千円)

会 計 区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額	翌年繰り 越え	実質収支額	前年度 実質収支額	年度 単年 収支額
一 般 会 計	85,172,531	83,502,382	1,670,149	11,165	1,658,984	1,613,899	45,085
国民健康保険特別会計	27,600,093	27,058,021	542,072	0	542,072	898,957	△ 356,885
介護保険特別会計	20,596,074	20,303,285	292,789	0	292,789	533,002	△ 240,213
後期高齢者医療特別会計	3,400,502	3,229,226	171,276	0	171,276	164,312	6,964
公共用地先行取得事業 特別会計	135,564	95,776	39,788	39,788	0	0	0
合 計	136,904,764	134,188,690	2,716,074	50,953	2,665,121	3,210,170	△ 545,049

[根拠法令]

地方自治法第233条第3項

平成30年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A-B	税 抜 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利益剰余金
平成30年度	4,174,769	3,806,342	368,427	△ 63,840	304,587	4,786,996

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
平成30年度	462,726	1,409,610	△ 946,884

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 946,884千円は
建設改良積立金 100,000千円、消費税及び地方消費税資本的収支
調整額 63,840千円、損益勘定留保資金 783,044千円で補てんした。

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

平成30年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A-B	税 抜 処 理 に よ る 増 減 額	純 利 益	利益剰余金
平成30年度	5,931,037	5,336,240	594,797	△ 100,437	494,360	1,031,617

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

項 目 年 度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
平成30年度	4,877,446	7,013,222	△ 2,135,776

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額 (内繰越財源 274,000千円は除く。)が資本的
支出額に対し不足する額 2,409,776千円は消費税及び地方消費

税資本的収支調整額 100,437千円、損益勘定留保資金

2,309,339千円で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

[根拠法令]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

[実質赤字比率とは、一般会計等(いわゆる普通会計)の実質収支の標準財政規模に対する比率。]

会計名		実質収支額
一般会計等	一般会計	1,658,984
	公共用地先行取得事業特別会計	0
標準財政規模	計	1,658,984
実質赤字比率		45,553,283 (△ 3.64)

※1

※1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「-」と表示。

(2) 連結実質赤字比率

[連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額(企業会計は資金不足額)の標準財政規模に対する比率。]

会計名		実質収支額及び 資金不足・剰余額
一般会計等	一般会計	1,658,984
	公共用地先行取得事業特別会計	0
外一般会計等以外	国民健康保険特別会計	542,072
	介護保険特別会計	292,789
	後期高齢者医療特別会計	171,276
公営企業会計	水道事業会計	6,143,204
	下水道事業会計	1,303,195
	計	10,111,520
標準財政規模	標準財政規模	45,553,283
連結実質赤字比率		- (△ 22.19)

※2

※2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額がないため「-」と表示。

(3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財
政規模に対する比率。〕

(単位：千円、%)

	①	②	③	実質公債費比率 (単年度) $\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}-\text{③}} \times 100$	実質公債費比率 (3か年平均)
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む) ※3 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	標準財政規模	地方債の償還に對して 交付税算入された額 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕		
平成28年度	7,145,819	45,413,943	5,573,009	3.94772	
平成29年度	5,853,071	45,589,407	5,680,360	0.43276	1.8
平成30年度	6,173,372	45,553,283	5,731,979	1.10843	

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

(4) 将来負担比率

[将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。]

(単位：千円)

将来負担額	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業会計及び一 部事務組合等の公債 費に対する一般会計 の負担見込額	退職 見込額	職 担見込額	当 額	設 立 債 担 負 (損失補償債務等)	人 の 等 額 込 額	連 結 実 質 赤 字 額	将来負担額 合計 ①
地方債現在高	62,106,416	0	16,705,429	7,407,101	3,751	0	86,222,697		

(単位：千円)

充当可能財源等	充当可能財源 (都市計画税等)	基準財政需要額 算入見込額	充当可能財源等 合計 ②
充当可能基金	17,678,834	21,045,038	114,210,276

(単位：千円)

将来負担比率	将来負担比率 (%) $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}} \times 100$
標準財政規模 ③	45,553,283
地方債の償還に対し 平成28年度に交付 税算入された基準財 政需要額 ④	5,731,979
	— (△70.2)

※4

※4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示。

2 資金不足比率

[資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。]

(1) 水道事業会計

(単位：千円)							
流動負債	流動負債 除 控	流動資産	流動資産 除 控	解消可能 資金不足額	資金不足 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
①	②	③	④	⑤	(①-②)-(③-④)-⑤ =⑥	⑦	⑥/⑦×100
1,101,460	500,753	6,753,443	9,532	0	△ 6,143,204	3,675,049	— (△167.1)

※1

(2) 下水道事業会計

(単位：千円)							
流動負債	流動負債 除 控	流動資産	流動資産 除 控	解消可能 資金不足額	資金不足 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
①	②	③	④	⑤	(①-②)-(③-④)-⑤ =⑥	⑦	⑥/⑦×100
6,823,279	4,986,640	3,413,834	274,000	0	△ 1,303,195	4,653,692	— (△28.0)

※1

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

1 改正理由

『住民基本台帳法施行令』の改正により、氏に変更があった者に係る旧氏の住民票への記載(記録)に関し定められたことに伴い、当該旧氏による印鑑の登録等について規定の整備を行う等のため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 印鑑登録の拒否(第3条関係)

印鑑登録の申請を受理しない印鑑として、「旧氏(住民票に記録されている旧氏)を表している」と認められないもの」等を追加する。

(2) 印鑑登録(第5条関係)

印鑑登録原票に登録する事項として、「旧氏」を追加する。

(3) 印鑑登録証明(第12条関係)

印鑑登録証明書に記載する事項として、「旧氏」を追加する。

(4) 附則

施行期日 令和元年11月5日

(当該『住民基本台帳法施行令』の一部改正の施行期日)

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(印鑑登録の資格)</p> <p>第2条 寝屋川市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録(以下「印鑑登録」という。)を受けることができ、ただし、成年被後見人及び15歳未満の者は、印鑑登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑登録の拒否)</p> <p>第3条 市長は、印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民票に記録されている氏名、氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。))第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)、通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)<u>若しくは氏名の片仮名表記(住民票の備考欄に片仮名により表記された氏名をいう。以下同じ。)</u>又は氏名、旧氏、通称若しくは氏名の片仮名表記の一部を組み合わせたもの(以下これらを「氏名等」という。)を表している<u>と認められないもの</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 印面が毀損し、又はま滅しているもの</p> <p>(6)~(8) (略)</p>	<p>(印鑑登録の資格)</p> <p>第2条 寝屋川市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、寝屋川市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録(以下「印鑑登録」という。)を受けることができ、ただし、成年被後見人及び15歳未満の者は、印鑑登録を受けることができない。</p> <p>(印鑑登録の拒否)</p> <p>第3条 市長は、印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民票に記録されている氏名、氏名、通称</p> <hr/> <p>若しくは氏名の片仮名表記</p> <hr/> <p>又は氏名、通称</p> <hr/> <p>若しくは氏名の片仮名表記の一部を組み合わせたもの(以下これらを「氏名等」という。)を表している<u>と認められないもの</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 印面がき損し、又はま滅しているもの</p> <p>(6)~(8) (略)</p>

改正案	現行
<p>(印鑑登録) 第5条(略) 2・3(略) 4 市長は、第2項の規定により、第1項に規定する確認をしたときは、<u>印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</u> (1)～(3)(略) (4) <u>登録申請者の氏名(その者に係る住民票に旧氏が記録されているときは氏名及び当該旧氏、その者に係る住民票に通称が記録されているときは氏名及び当該通称)</u> (5)・(6)(略) <u>(7) 登録申請者の住所</u> 5 前項各号に掲げる印鑑登録原票に登録する事項のうち、<u>印影以外のものについて登録する印鑑登録原票は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)</u>をもって調製することができる。 (<u>印鑑登録証の再交付</u>) 第7条 <u>印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証の再交付を受けることができる。</u> 2・3(略) (<u>印鑑登録原票の記載事項の変更</u>) 第9条(略)</p>	<p>(印鑑登録) 第5条(略) 2・3(略) 4 市長は、第2項の規定により、第1項に規定する確認をしたときは、<u>印鑑登録原票に次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</u> (1)～(3)(略) (4) <u>登録申請者の氏名(その者に係る住民票に通称が記録されているときは、氏名及び通称)</u> (5)・(6)(略) (7) <u>登録申請者の男女の別</u> (8) <u>登録申請者の住所</u> 5 前項各号に掲げる印鑑登録原票に登録する事項のうち、<u>印影以外のものについて登録する印鑑登録原票は、磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)</u>をもって調製することができる。 (<u>印鑑登録証の再交付</u>) 第7条 <u>印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証の再交付を受けることができる。</u> 2・3(略) (<u>印鑑登録原票の記載事項の変更</u>) 第9条(略)</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>令</u>第12条の規定により職権による住民票の記載の修正を行った場合において、印鑑登録原票の登録事項を修正すべきことを知ったときは、職権で当該事項を修正するものとする。 (印鑑登録の抹消)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前2号に掲げる場合のほか、印鑑登録者が<u>寝屋川市が備える住民基本台帳</u>に記録されないこととなったとき。 (6)・(7) (略)</p> <p>(印鑑登録証の返納)</p> <p>第11条 印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、印鑑登録証を市長に返納しなければならない。 い。</p> <p>(1) 印鑑登録証を著しく汚損し、又は毀損したため使用できなくなつたとき。 (2)～(6) (略)</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の証明は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(電子計算機により出力されたものを含む。)に次の各号に</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)</u>第12条の規定により職権による住民票の記載の修正を行った場合において、印鑑登録原票の登録事項を修正すべきことを知ったときは、職権で当該事項を修正するものとする。 (印鑑登録の抹消)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を抹消しなければならない。 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前2号に掲げる場合のほか、印鑑登録者が<u>寝屋川市の</u>____住民基本台帳に記録されないこととなったとき。 (6)・(7) (略)</p> <p>(印鑑登録証の返納)</p> <p>第11条 印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、印鑑登録証を市長に返納しなければならない。 い。</p> <p>(1) 印鑑登録証を著しく汚損し、又はき損したため使用できなくなつたとき。 (2)～(6) (略)</p> <p>(印鑑登録証明)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の証明は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し(電子計算機により出力されたものを含む。)に次の各号に</p>

改正案	現行
<p>掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。</p> <p>(1) <u>印鑑登録者の氏名(その者に係る住民票に旧氏が記録されているときは氏名及び当該旧氏、その者に係る住民票に通称が記録されているときは氏名及び当該通称)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <hr/> <p>(4) 印鑑登録者の住所</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年11月5日から施行する。</p>	<p>掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。</p> <p>(1) <u>印鑑登録者の氏名(その者に係る住民票に通称が記録されているときは、氏名及び通称)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>印鑑登録者の男女の別</u></p> <p>(5) 印鑑登録者の住所</p> <p>3 (略)</p>

(議案第 56 号関係)

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 報の提供に関する条例の一部改正

1 改正理由

『子ども・子育て支援法』の改正により「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことに伴い、特定個人情報を利用することができる事務として、その支給に関する事務を追加するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 個人番号の利用範囲（別表第2関係）

市長は、「子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務」を処理するために必要な限度で、所定の特定個人情報（一定の住民票関係情報、地方税関係情報など）を利用することができることとする。

(2) 附則

ア 施行期日 公布の日

イ 経過措置

アの施行期日から当該『子ども・子育て支援法』の一部改正の施行期日（令和元年10月1日）の前日までの間における経過措置を定める。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

No.1

改正案			現行		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1)～(37) (略)	(略)	市長	(1)～(37) (略)	(略)
	<p>③⑧ 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)による子どもための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(39)～(46) (略)</p>	(1)～(7) (略)		<p>③⑧ 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)による子どもための教育・保育給付の支給又は</p> <hr/> <p>地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(39)～(46) (略)</p>	(1)～(7) (略)
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>					

改正案	現行
<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第2市長(第)の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による同法附則第2条の認定」とする。</p>	

(議案第 57 号関係)

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

1 改正理由

職員の勤務時間について、フレックスタイム制(ねやがわスタイル)を導入するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 週休日及び勤務時間の割振り(第4条の2関係)

任命権者は、職員の週休日並びに始業及び終業の時刻について、公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、1か月ごとの期間につき、所定の週休日に加えて週休日を設け及び所定の勤務時間(1週間当たり38時間45分)となるように勤務時間を割り振ることができることとする。

(2) 附則

ア 施行期日 令和元年10月1日

イ 『寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例』について、(1)に伴う規定の整備を行う。

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条・第4条(略)</p> <p>第4条の2 <u>任命権者は、職員(規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。)</u>について、<u>週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第3条第1項又は前条の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第3条又は前条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1か月ごとの期間につき第3条第1項又は前条の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第2条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項、第4条又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項、第4条又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り) 第3条・第4条(略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤</p>

改正案	現行
<p>勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（時間外勤務代休時間）</p> <p>第8条の2 任命権者は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第4条、第4条の2又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（第10条第1項に規定する休日及びび代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 （寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝</p>	<p>勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>（時間外勤務代休時間）</p> <p>第8条の2 任命権者は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある勤務日等（第3条第2項、第4条、第4条の2又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）（第10条第1項に規定する休日及びび代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第11条第4項中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。</p> <p>第16条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 勤務時間条例第4条の2の規定による週休日における勤務</p> <p>第16条第3項中「又は第4条」を「、第4条又は第4条の2」に改め、同条第4項中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。</p> <p>第21条の2第1項中「第4条」の次に「、第4条の2」を加える。</p>	

(議案第 58 号関係)

寝屋川市職員の退職手当に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 改正理由

『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律』による『地方公務員法』の改正により、成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図ることとされたことに伴う規定の整理を行うため、本条例等の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 次に掲げる条例の規定中、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項(当該欠格条項に該当するに至ったときにおける失職)に関わる『地方公務員法』の引用条項等を削る。

ア 寝屋川市職員の退職手当に関する条例

イ 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例

(2) 附則

施行期日 令和元年 12 月 14 日

(当該『地方公務員法』の一部改正の施行期日)

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例及び寝屋川市一般職の職員の給与に 関する条例の一部改正

No.1

1 寝屋川市職員の退職手当に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 (当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般 の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対 し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該 退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違 の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後におけ る当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす 支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影 響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給 しないこととする処分を行うことができる。 (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 法第28条第4項の規定による失職</p> <p>又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 (当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般 の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対 し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該 退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違 の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後におけ る当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす 支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影 響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給 しないこととする処分を行うことができる。 (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者 (2) 法第28条第4項の規定による失職 (法第16条第1号に 該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>

2 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当) 第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第22条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(期末手当) 第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第22条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現行
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略) (勤勉手当)</p> <p>第 23 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員（法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）</p> <p>(3)・(4) (略) (勤勉手当)</p> <p>第 23 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額</p>

改正案	現行
<p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し</p> <hr/> <p>、又は死亡したときは、同項の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第22条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7・8 (略)</p>

寝屋川市税条例等の一部改正

1 改正理由

『地方税法』の改正により、個人の市民税の非課税措置が講じられ及び軽自動車税の特例措置の見直し等が行われたことなどに伴う規定の整備を行うため、本条例等の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 寝屋川市税条例の一部改正〔第1条、第2条〕

ア 個人の市民税

(7) 非課税の範囲（第15条関係）

令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加える。

※ 単身児童扶養者

児童扶養手当の支給を受けている所定の児童と生計を一にする父又は母のうち婚姻をしていない者等

(イ) 扶養親族等申告書（第30条の2、第30条の3関係）

給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、扶養親族等申告書にその旨を記載することとする。

イ 軽自動車税

(7) 環境性能割

a 非課税及び税率の特例

（附則第37条の2、附則第37条の2の3、附則第37条の6関係）

- 自家用の3輪以上の軽自動車について、当該軽自動車の取得が特定期間（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間）に行われたときに限り、所定の排出ガス性能及び燃費性能の区分に応じ、環境性能割を非課税とし又はその税率を軽減する。
- 日本赤十字社が取得する所定の3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、環境性能割を課さない。

b 賦課徴収の特例（附則第 37 条の 2 の 2 関係）

大阪府知事による環境性能割の賦課徴収の特例に関し定める。

(イ) 種別割

a 税率の特例（附則第 37 条の 7 関係）

- 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい 3 輪以上の軽自動車の種別割の税率を軽減する特例措置について、適用期限を 2 年（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長するなど、種別割の税率の特例に関し定める。

ウ その他、『地方税法』の改正に伴い、個人の市民税及び軽自動車税に関する規定の整備を行う。

(2) 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正〔第 4 条〕

ア 法人の市民税

(7) 申告納付（第 46 条関係）

法人の市民税に係る納税申告書及び添付書類について、e L T A X（地方税関係手続用電子情報処理組織）を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金 1 億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により e L T A X を使用することが困難であると認められる場合で、市長の承認を受けたときは、e L T A X を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等の措置を講ずる。

(3) 附則

ア 施行期日

令和元年 10 月 1 日。ただし、当該『地方税法』の改正に係る施行期日の例に従い、個人の市民税、軽自動車税及び法人の市民税に関する改正規定の施行期日を定める。

イ 経過措置

当該『地方税法』の改正に係る経過措置の例に従い、改正後の規定についての経過措置を定める。

〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市税条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市税条例（第1条関係）

改正案	現行
<p>(市民税の申告) 第29条(略) 2～5(略)</p> <p>6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち<u>施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載に</u> <u>よることができる。</u></p> <p>7～9(略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない</p>	<p>(市民税の申告) 第29条(略) 2～5(略)</p> <p>6～8(略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の<u>給与等</u>の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない</p>

改正案	現行
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u> 2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第30条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、<u>施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u> 2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第30条の3 <u>所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u>公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払</u>を受ける日の前日までに、<u>施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正案	現行
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第31条 市民税の納税義務者が第29条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由が</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限る、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第31条 市民税の納税義務者が第29条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由が</p>

改正案	現行
<p>なくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第36条・第37条 (略)</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>第37条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第37条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第92条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第37条の2の2 (略)</p> <p>2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動</p>	<p>なくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附則</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第36条・第37条 (略)</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第37条の2 (略)</p>

改正案	現行
<p>車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>大阪府知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 37 条の 4 の規定により読み替えられた第 93 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	

改正案	現行
<p>(日本赤十字社の取得する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)</p> <p><u>第37条の2の3</u> <u>日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車(第93条の2の規定の適用を受けるものを除く。)</u>のうち、<u>その用途が大阪府知事が環境性能割を課税免除する日本赤十字社が所有する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第92条第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</u></p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>第37条の6(略)</p> <p>2(略)</p> <p>3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第93条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、<u>当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第37条の7 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、<u>当分の間、次の表の左欄に掲げる同</u></p>	<p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>第37条の6(略)</p> <p>2(略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>第37条の7 <u>法附則第30条</u>に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定</p> <p><u>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同</u></p>

改正案	現行															
<p>条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円～5,000円</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円～5,000円	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円～5,000円</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円～5,000円	(略)									
第2号ア	3,900円～5,000円	(略)														
第2号ア	3,900円～5,000円	(略)														
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	
第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日</p>																

改正案	現行															
<p>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="566 1115 810 2020"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第2号ア	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
<p>4. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第95条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																

改正案		現行
第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円
<p>(種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第38条 市長は、種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する 国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づ き当該判断をするものとする。</p> <p>2. 市長は、納付すべき種別割の額について不足額があること を第96条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、 その延長された納期限）後において知った場合において、当 該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした 者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に 必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正 の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたこと を事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を 取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者 又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に</p>		
第38条 削除		

改正案	現行
<p>係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定（第98条及び第99条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	
<p>2 寝屋川市税条例（第2条関係） ※「現行」は、第1条による改正後のものとする。</p>	
<p style="text-align: center;">改正案</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者については、第50条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これら者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（種別割の税率の特例）</p> <p>第37条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定</p>	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者については、第50条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これら者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（種別割の税率の特例）</p> <p>第37条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定</p>

改正案	現行				
<p>する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の種別割に係る第95条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円～5,000円（略）</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円～5,000円（略）	<table border="1"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円～5,000円（略）</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円～5,000円（略）
第2号ア	3,900円～5,000円（略）				
第2号ア	3,900円～5,000円（略）				
2～4（略）	2～4（略）				
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、<u>自家用の乗用のものに対する第95条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>(種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第38条 市長は、種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>				
(種別割の賦課徴収の特例)	(種別割の賦課徴収の特例)				
<p>第38条 市長は、種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第38条 市長は、種別割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>				
2・3（略）	2・3（略）				

3 寝屋川市税条例の一部を改正する条例（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条（略）</p> <p>第2条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>附則第37条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を附則第37条の7とする。</p> <p>附則第37条の次に次の5条を加える。</p> <p>第37条の2～第37条の5（略） （環境性能割の税率の特例）</p> <p>第37条の6（略）</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p style="text-align: right;">附 則 第1条～第6条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条 寝屋川市税条例の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>附則第37条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」</p> <p>_____」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を附則第37条の7とする。</p> <p>附則第37条の次に次の5条を加える。</p> <p>第37条の2～第37条の5（略） （環境性能割の税率の特例）</p> <p>第37条の6（略）</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第93条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>一、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p style="text-align: right;">附 則 第1条～第6条（略）</p>

4 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

改正案	現行
<p>(寝屋川市税条例の一部改正) 第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。 (略) 第46条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、<u>同条第7項中「第49条第2項」を「第49条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2・3 (略) 第46条に次の<u>8項</u>を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところ</u></p>	<p>(寝屋川市税条例の一部改正) 第1条 寝屋川市税条例（平成16年寝屋川市条例第23号）の一部を次のように改正する。 (略) 第46条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び<u>第11項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、<u>同条第7項中「第49条第2項」を「第49条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2・3 (略) 第46条に次の<u>3項</u>を加える。 10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところ</u></p>

改正案	現行
<p>により、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法</p> <p>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない</p>	<p>により、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項 _____ において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、 _____ 法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>

改正案	現行
<p>旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>15 <u>第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>16 <u>第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>17 <u>第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若</u></p>	

改正案	現行
<p>しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>第2条～第6条（略）</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 第1条中寝屋川市税条例第14条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(11)（略）</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第14条第1項及び第3項並びに第46条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に</p>	<p>(略)</p> <p>第2条～第6条（略）</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 第1条中寝屋川市税条例第14条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(11)（略）</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第14条第1項及び第3項並びに第46条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に</p>

改正案	現行
<p>掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第11条(略)</p>	<p>掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第11条(略)</p>

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第3条及び第4条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中寝屋川市税条例第29条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第2条中寝屋川市税条例第15条の改正規定及び附則第5条の規定 令和3年1月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3条の規定 令和3年4月1日
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条(前条第2号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の寝屋川市税条例(次項において「新条例」という。)の規定中環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割について適用する。
- 2 新条例の規定中種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の種別割について適用する。
- 第3条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例による。
- (市民税に関する経過措置)
- 第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例(以下この条において「令和2年新条例」という。)第29

条第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 令和2年新条例第30条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき寝屋川市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 令和2年新条例第30条の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する令和2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の寝屋川市税条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(議案第 60 号関係)

寝屋川市手数料条例の一部改正

1 改正理由

『住民基本台帳法』の改正により、除票(消除した住民票等)及び戸籍の附票の除票(消除した戸籍の附票等)の写し等の交付に関する規定が設けられたことに伴い、当該交付の手数料について規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

※ 従前は、除票の写し等の交付については、住民票の写し等の交付に準じて取り扱うこととされていた。

2 改正内容

(1) 住民基本台帳法に基づく事務に係る手数料の徴収(第8条関係)

『住民基本台帳法』の規定に基づく「除票の写し等の交付」及び「戸籍の附票の除票の写しの交付」の手数料を定める。

(2) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市手数料条例

No.1

改正案	現行
<p>(住民基本台帳法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第8条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づき住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につき300円(住民票の写しのキオスク端末による交付の場合)については、1通につき200円)</p> <p>(3) 住民基本台帳法第15条の4第1項から第4項までの規定に基づき除票の写し又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につき300円</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 住民基本台帳法第21条の3第1項から第4項までの規定に基づき戸籍の附票の除票の写しの交付 1通につき300円</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(住民基本台帳法に基づく事務に係る手数料の徴収) 第8条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づき住民票の写し の交付 1通につき300円(キオスク端末による交付の場合)については、1通につき200円)</p> <p>(3) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づき住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 1通につき300円</p> <p>(4) (略)</p>

寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

1 制定理由

『子ども・子育て支援法』に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

- ※ 特定教育・保育施設 施設型給付費の支給に係る認定こども園、幼稚園及び保育所
特定地域型保育事業 地域型保育給付費の支給に係る家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業

2 制定内容

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(第3条関係)

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、『特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準』(内閣府令)に定めるところによる。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

(2) 附則

ア 施行期日 令和元年10月1日

イ 現行の『寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』は、廃止する。

【備考】

現行の『寝屋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例』の内容は、『特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』〔令和元年内閣府令第8号による改正後の『特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準』〕(内閣府令)と同一であるところ、当該内閣府令の改正*が行われた(それに伴い、現行の条例の改正が必要となる)ことを機に、本条例を制定する。

※ 内閣府令の改正〔概要〕

- 1 令和元年内閣府令第7号(施行期日:公布の日(令和元年5月31日))
保育所型事業所内保育事業を行う者のうち「満3歳以上の児童について保育を行う事業」を行う者については、連携施設(連携協力を行う保育所等の施設)の確保をしないことができることとする。
- 2 令和元年内閣府令第8号(施行期日:令和元年10月1日)
幼児教育・保育の無償化に伴い、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者において、小学校就学前子どもに対する副食の提供に要する費用の額の支払を、教育・保育給付認定保護者から受けることができることとする。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

1 制定理由

『児童福祉法』に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定する。

〔『地方自治法施行令』の改正により、当該権限が都道府県から中核市に移譲された。〕

※ 障害児通所支援 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

指定通所支援 指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援

2 制定内容

(1) 指定障害児通所支援事業者の指定に係る条例で定める者（第3条関係）

指定障害児通所支援事業者の指定に係る者は、『児童福祉法施行規則』（厚生省令）の該当規定に定めるものであって、暴力団等でないものとする。

(2) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（第4条関係）

ア 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、『児童福祉法』に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準』（厚生労働省令）に定めるところによる。

イ 指定通所支援の事業等においては、暴力団等とその運営に関与させてはならない。

(3) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

1 改正理由

『災害弔慰金の支給等に関する法律』等の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに関し、保証人について定め、並びにその利率及び償還方法について見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 保証人及び利率 (第 14 条関係)

ア 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができることとする。

イ 災害援護資金の貸付けの利率について、次のとおりとする。

(ア) 保証人を立てる場合は、無利子とする。

(イ) 保証人を立てない場合は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、年 1 パーセントとする。(延滞の場合を除く。)

(2) 償還等 (第 15 条関係)

災害援護資金の償還方法に、半年賦償還及び月賦償還を追加する。

(3) 附則

施行期日 公布の日

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市災害弔慰金の支給等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(保証人及び利率) <u>第14条</u> 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 <u>2</u> 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。 <u>3</u> 災害援護資金の貸付けは、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセントとする。 (償還等) <u>第15条</u> 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 <u>2</u> (略) <u>3</u> 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(利率) <u>第14条</u> 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。 (償還等) <u>第15条</u> 災害援護資金は、年賦償還—とする。 <u>2</u> (略) <u>3</u> 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、政令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

1 改正理由

『建築基準法』の改正により、接道規制の適用除外に関する規定及び仮設建築物等に関する規定の整備が行われたことに伴い、当該『建築基準法』の改正に関わる認定又は許可に係る申請に対する審査の手数料を定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 手数料の徴収（別表関係）

次に掲げる認定又は許可に係る申請に対する審査の手数料を定める。

ア 接道規制の適用除外に係る建築物（その敷地が幅員4メートル以上の一定の道に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数である一定のもの）に関する認定

イ 建築物（前面道路の境界線から後退して壁面線の指定等がある場合において、当該壁面線等を越えない一定の建築物）の建ぺい率に関する特例の許可

ウ 仮設建築物（1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等）の建築の許可

エ 既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物（興行場等又は特別興行場等）として使用することの許可

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市建築基準法施行条例

No. 1

改正案			現行		
別表 (第5条関係)			別表 (第5条関係)		
項	手数料を徴収する事務	金額	項	手数料を徴収する事務	金額
1・2	(略)	(略)	1・2	(略)	(略)
2-2	法第43条第2項第1号の規定に基づき認定の申請に対する審査	27,000円	3	法第43条第1項ただし書の規定に基づき建築の許可の申請に対する審査	33,000円
3	法第43条第2項第2号の規定に基づき建築の許可の申請に対する審査	33,000円	4	(略)	(略)
4	(略)	(略)	5	法第44条第1項第3号の規定に基づき認定の申請に対する審査	27,000円
5	法第44条第1項第3号の規定に基づき認定の申請に対する審査	27,000円	6・7	(略)	(略)
6・7	(略)	(略)	8	法第48条第1項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書	180,000円

改正案		現行	
9・10	晝(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 (略)	9・10	(略)
10-2	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査 60,000円	10-2	法第53条第4項の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査 60,000円
11	法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000円	11	法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000円
12~20	(略)	12~20	(略)
20-2	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 160,000円		
21~28	(略)	21~28	(略)
28-2	法第87条の3第5項の規定に基づく使用の許可の申請に対する審査 120,000円		
28-3	法第87条の3第6項の規定に 160,000円		

改正案		現行	
	基づく使用の許可の申請に対 する審査		
29~32	(略)	29~32	(略)
<p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>			

(議案第 65 号関係)

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正

1 改正理由

J R寝屋川公園駅に係る駅名の改称に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 整理事項

次のように改める。

	改正案	現 行
題名	東部大阪都市計画 <u>寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画</u>	東部大阪都市計画 <u>東寝屋川駅前線沿道地区地区計画</u>
趣旨 (第1条)	<u>寝屋川公園駅前線沿道地区</u> に係る地区整備計画	<u>東寝屋川駅前線沿道地区</u> に係る地区整備計画
適用区域 (第3条)	<u>寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画</u> の区域	<u>東寝屋川駅前線沿道地区地区計画</u> の区域

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、寝屋川公園駅前線沿道地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の変更について（令和元年寝屋川市告示第146号）による寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例</p> <p>例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東寝屋川駅前線沿道地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成29年寝屋川市告示第56号）による東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。</p>

(議案第 66 号関係)

寝屋川市水道事業給水条例の一部改正

1 改正理由

『水道法』の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、当該指定の更新の手数料を定めるため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 手数料 (第 32 条関係)

「指定給水装置工事事業者の指定の更新」の手数料を定める。

(2) 附則

施行期日 令和元年 10 月 1 日

(当該『水道法』の一部改正の施行期日)

[根拠法令]

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

寝屋川市水道事業給水条例

No.1

改正案	現行
<p>(手数料) 第 32 条 次の各号に掲げる事務の手数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより、申込者から申込みの際、これを徴収する。 (1)～(3) (略) (4) <u>法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の指定の更新の手数料 1 件につき 5,000 円</u> (違反に対する措置) 第 35 条 管理者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）<u>第 6 条</u>に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令<u>第 6 条</u>に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(手数料) 第 32 条 次の各号に掲げる事務の手数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより、申込者から申込みの際、これを徴収する。 (1)～(3) (略) (違反に対する措置) 第 35 条 管理者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）<u>第 5 条</u>に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。 2 管理者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令<u>第 5 条</u>に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(布設工事監督者の資格) 第41条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令第5条第1項に定めるとおりする。 (水道技術管理者の資格) 第42条 法第19条第3項の条例で定める資格は、水道法施行令第7条第1項に定めるとおりする。</p> <p>附 則 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p>	<p>(布設工事監督者の資格) 第41条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令第4条第1項に定めるとおりする。 (水道技術管理者の資格) 第42条 法第19条第3項の条例で定める資格は、水道法施行令第6条第1項に定めるとおりする。</p>

(議案第 67 号関係)

寝屋川市消防団条例の一部改正

1 改正理由

『成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律』による『地方公務員法』の改正に伴い、非常勤の消防団員に係る欠格条項について見直しを行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 欠格条項 (第6条関係)

消防団員となることができない者について、成年被後見人又は被保佐人を削除する。

(2) 附則

施行期日 公布の日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市消防団条例

No. 1

改正案	現行
<p>(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となる ことができない。</p> <p>— (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (分限) 第7条 (略) 2 消防団員は、<u>前条第1号</u>に該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となる ことができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (分限) 第7条 (略) 2 消防団員は、<u>前条各号(第3号を除く。)</u>のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</p>

(議案第 68 号関係)

寝屋川市立エスポアール条例の一部改正

1 改正理由

寝屋川市立エスポアールについて、新館の改修により施設の設置等を行うことに伴い、当該施設の利用料金を定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 利用料金（別表関係）

現行の「ふれあいの部屋」を「ふれあいの部屋1」及び「ふれあいの部屋2」とするとともに、新たに「第1会議室」及び「第2会議室」を設けることに伴い、これらの利用料金を定める。

(2) 附則

施行期日 令和元年10月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市立エスポアール条例

No.1

改正案				現行			
別表（第8条関係） 利用料金				別表（第8条関係） 利用料金			
時間区分 利用区分	午前 [午前9時から 正午まで]	午後 [午後1時から 午後5時まで]	夜間 [午後6時から 午後9時まで]	午前 [午前9時から 正午まで]	午後 [午後1時から 午後5時まで]	夜間 [午後6時から 午後9時まで]	
第1学習室～ 静養室	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ふれあいの部 屋1	350円	450円	350円	650円	850円	650円	
ふれあいの部 屋2	300円	400円	300円				
多目的ホール ～集会室	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第1会議室	200円	250円	200円				
第2会議室	200円	250円	200円				

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(議案第 73 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 都市計画道路対馬江大利線 大利橋外1橋 橋梁工事

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社淺沼組 大阪本店		辞退	
(2)	岩田地崎建設株式会社 大阪支店		辞退	
(3)	岸本建設株式会社	545,800,000		
(4)	機動建設工業株式会社 関西支店		辞退	
(5)	株式会社五大コーポレーション		辞退	
(6)	大勝建設株式会社		辞退	
(7)	大容建設株式会社	510,903,000		
(8)	株式会社久本組	510,903,000	落札	561,993,300
(9)	村本建設株式会社 大阪支店		辞退	

※ 地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定

2 契約金額

561,993,300円 (内消費税及び地方消費税の額 51,090,300円)

3 参考価格

(1) 予定価格

661,048,300円 (内消費税及び地方消費税の額 60,095,300円)

(2) 低入札価格調査基準価格

561,993,300円 (内消費税及び地方消費税の額 51,090,300円)

4 落札業者決定に至る経過

令和元年5月24日	制限付一般競争入札の公告
令和元年5月27日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和元年5月30日	
令和元年6月21日)	入札
令和元年6月24日	
令和元年6月25日	開札
令和元年7月1日	仮契約の締結

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条



位置図

都市計画道路対馬江大和線大和橋外1橋橋梁工事

工 程 名	令和元年度												令和2年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体 築法手続 契約・着工 竣工																							
迂回路仮橋 一式																								
旧橋撤去 一式																								
橋梁新設 一式																出水期								
附帯工 一式																								
旧橋撤去 一式																								
橋梁新設 一式																出水期								
附帯工 一式																								

大(下流側)橋

新(下流側)用水水路橋

(議案第 74 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 災害時用備蓄品

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	中央商工株式会社	41,770,250		
(2)	株式会社ミヨシ	38,610,250	落札	42,471,275

2 経過

令和元年6月27日	制限付一般競争入札の公告
令和元年7月9日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和元年7月22日	
令和元年7月24日)	入札
令和元年7月31日	
令和元年8月1日	開札
令和元年8月5日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

災害時用備蓄品 内訳

品 名	数 量
アルファ化米 (炊出し用)	31,650食
アルファ化米 (アレルギー対応品)	15,850食
高齢者食(かゆ) (アレルギー対応品)	4,150食
乾パン	4,200食
保存用パン	15,850食
インスタント麺(ラーメン)	4,150食
インスタント麺(うどん)	3,200食
粉ミルク	179缶
粉ミルク (アレルギー対応品)	57缶
簡単トイレ袋セット	412セット
災害対策用フリース毛布	3,590枚
マスク	1,251箱

(議案第 75 号関係)

財 産 の 取 得

取得する財産 庁内ネットワークパソコン

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社大塚商会 LA関西営業部	33,365,700	落札	36,702,270
(2)	株式会社富士通マーケティング コンストラクション事業本部 営業統括部 関西営業部	54,246,000		

2 経過

令和元年6月27日	制限付一般競争入札の公告
令和元年7月9日)	入札参加資格審査申請書提出期間
令和元年7月22日	
令和元年7月24日)	入札
令和元年7月31日	
令和元年8月1日	開札
令和元年8月5日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

庁内ネットワークパソコン 仕様

本 体 仕 様	
型式	日本ヒューレット・パカード株式会社製 HP EliteBook x360 1040 G5 216台
CPU	Core i5 (1.60GHz)
メモリ	8GB
ディスプレイ	14型 (1,920×1,080ドット)
ディスプレイ方式	タッチパネル方式
記憶領域	SSD 256GB
キーボード	JIS標準配列準拠
無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac準拠
インターフェース	USB3.1×2個
OS	Windows 10 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office Standard 2019 インストール用媒体
リカバリーメディア	5枚
保守	引取修理 (4年間)

附 属 品 仕 様	
LANアダプタ	LAN端子変換アダプタ
マウス	スクロール付USB光学マウス
タッチペン	216個

(議案第 76 号関係)

損害賠償額の決定及び和解

1 損害賠償額等

(1) 物損

	内 容	損 害 賠 償 額
寝屋川市 の損害	軽自動車の損壊	50,132 円…① 〔167,108 円の 3 割 (相手方の過失割合)〕
相手方 の損害	自転車及び衣服 の損壊	13,290 円…② 〔18,985 円の 7 割 (寝屋川市の過失割合)〕

(2) 人損

	内 容	損 害 賠 償 額
相手方 の損害	左膝蓋骨骨折等 の傷害	4,430,395 円…③ 〔6,329,135 円の 7 割 (寝屋川市の過失割合)〕 ※ うち、既払金 治療費等 2,932,840 円

寝屋川市の損害賠償額〔②+③〕金 4,443,685 円

2 参考

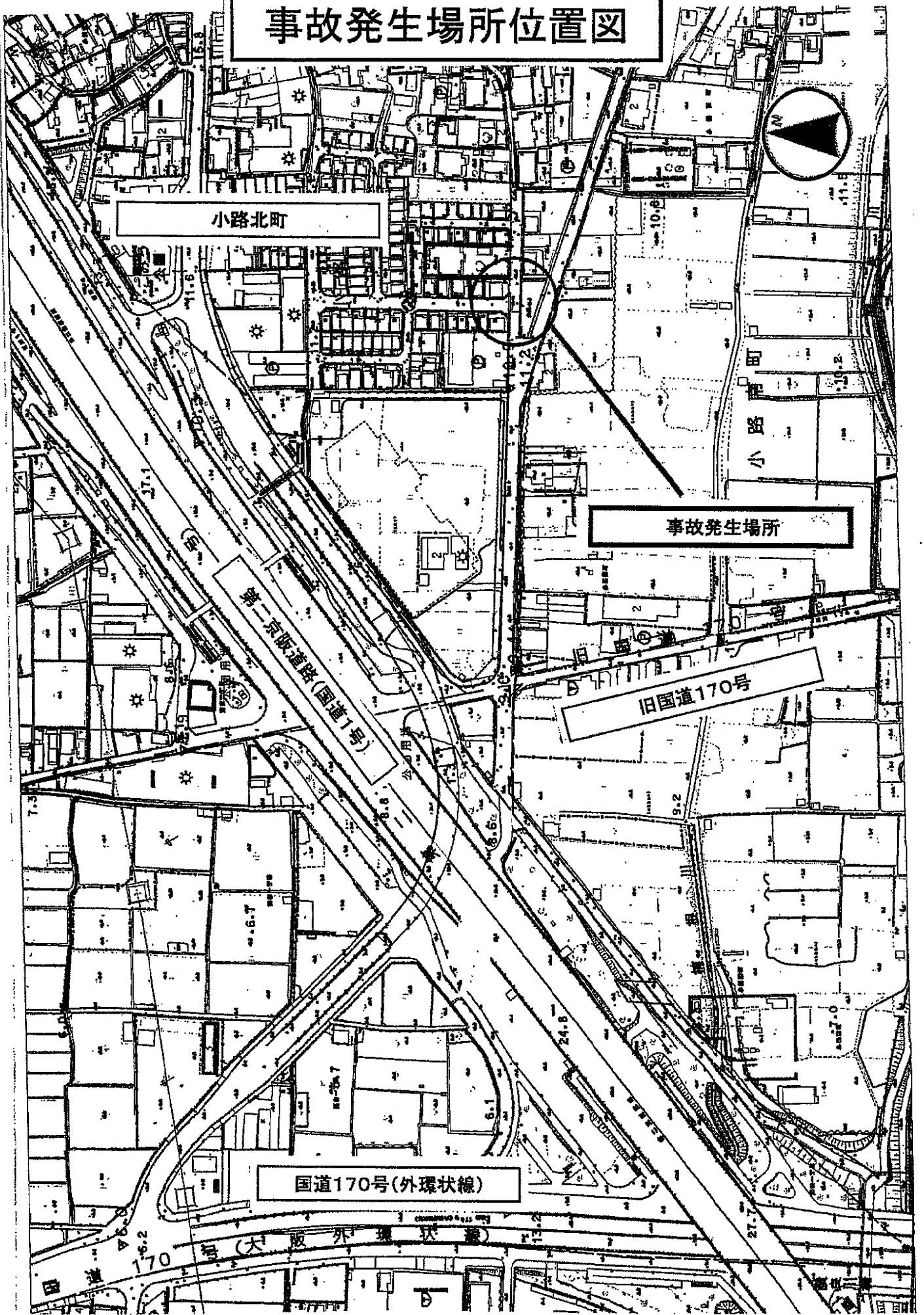
事故発生場所位置図 74 ページ

事故発生状況略図 75 ページ

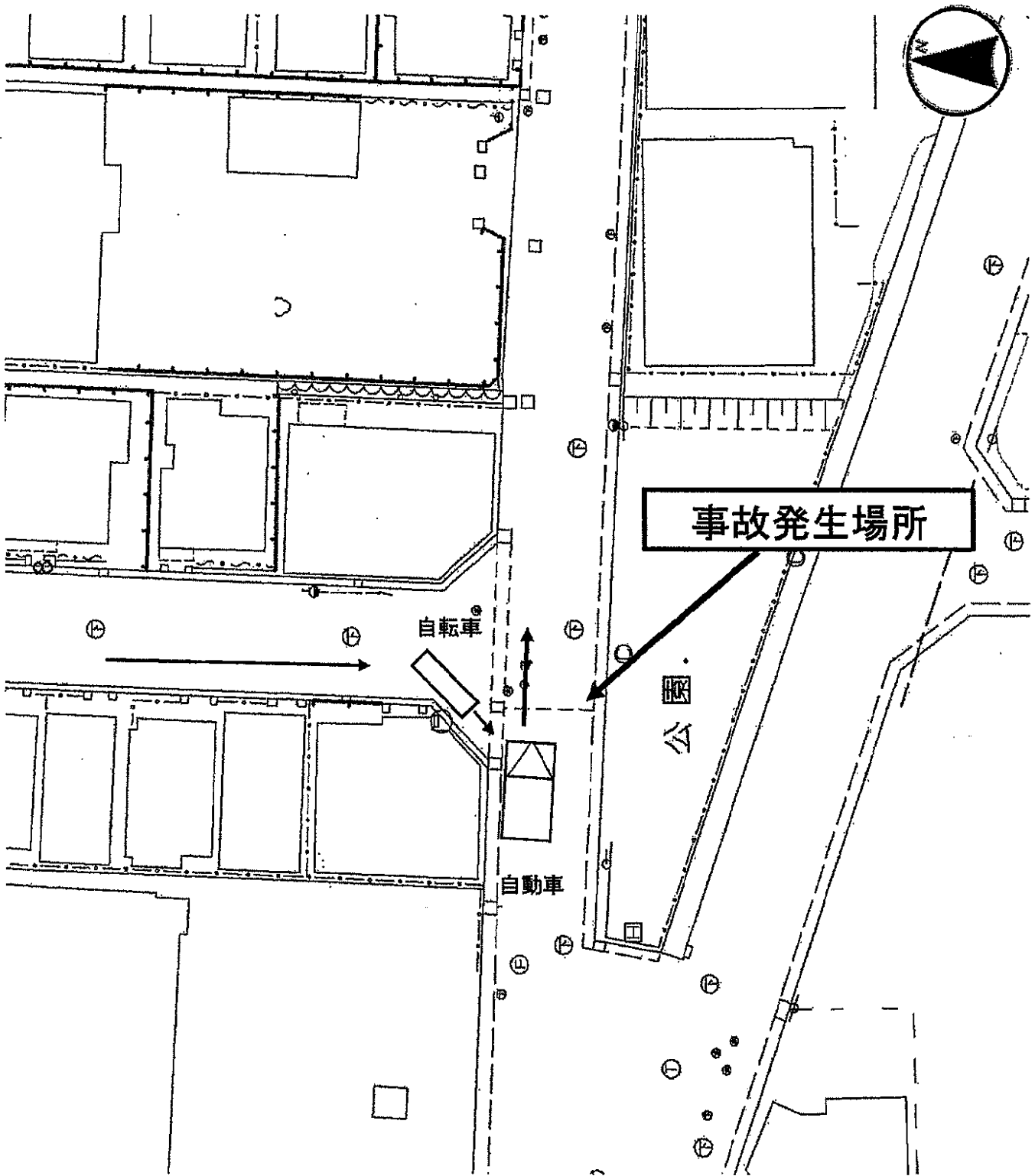
〔根拠法令〕

地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号

事故発生場所位置図



事故発生状況略図



(議案第 77 号関係)

平成 30 年度寝屋川市水道事業利益剰余金の処分

1 理由

平成 30 年度寝屋川市水道事業未処分利益剰余金 3,080,511,214 円のうち、建設改良積立金の取崩しにより生じた 100,000,000 円を資本金に組み入れる。

2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,366,758,449	17,054,749	3,080,511,214
議会の議決による処分額	100,000,000	0	△100,000,000
資本金への組入れ	100,000,000	0	△100,000,000
処分後残高	5,466,758,449	17,054,749	(繰越利益剰余金) 2,980,511,214

[根拠法令]

地方公営企業法第 32 条第 2 項

(議案第 78 号関係)

平成 30 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

1 理由

平成 30 年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金 644,360,458 円のうち、494,360,458 円を減債積立金に積み立てる。

2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	11,659,709,513	262,608,975	644,360,458
議会の議決による処分額	0	0	△494,360,458
減債積立金の積立	0	0	△494,360,458
処分後残高	11,659,709,513	262,608,975	(繰越利益剰余金) 150,000,000

[根拠法令]

地方公営企業法第 32 条第 2 項